

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	生月漁協地域水産業再生委員会
代表者名	豊増 見喜雄

再生委員会の構成員	生月漁協、平戸市
オブザーバー	長崎県

※ 再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>① 対象地域 平戸市生月町</p> <p>② 対象漁業種類 定置網漁業、蛸壺漁業、イカ釣漁業、二艘船曳網漁業、一本釣漁業、すくい網漁業、採貝藻漁業</p> <p>③ 対象漁業者数 26名 ※生月漁協地域水産業再生委員会に属する漁業者（以下、漁業者という） 定置網漁業(4名)、蛸壺漁業(5名)、イカ釣漁業(2名)、二艘船曳網漁業(4名)、一本釣漁業(8名)、すくい網漁業(1名)、採貝藻漁業(2名)</p>
-------------------	--

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>漁業者が所属する生月漁協（以下、当漁協という）については、長崎県平戸市の西方に位置し満瀬など優良な漁場を有する。そして、定置網漁業、蛸壺漁業、イカ釣漁業、二艘船曳網(あご網)、採貝藻漁業等がさかんに行われている。</p> <p>当漁協の水産業においては、</p> <p>① 磯焼けの進行のほか、海水温上昇など海域環境の変化や過度の漁獲圧による資源状況の悪化</p> <p>② 魚価や水産物消費の低迷</p> <p>③ 燃油購入費など漁業コストの増加</p> <p>により組合員の収益が低下し、漁家経営を取り巻く環境は厳しい状況にある。</p> <p>これらに対し対策を講じなければ、産業として生産基盤の弱体化が避けられない。</p>

(2) その他の関連する現状等

当漁協では、平成 25 年度において組合員 586 名（正 149 名、准 437 名）が所属し、取扱量 2,130.3 t、取扱金額 467,206 千円の生産実績を有する。これを 10 年前の平成 15 年度と比べると、組合員が 662 名から 586 名に減少（11%減）、さらに年齢構成をみると 60 歳以上の高齢者の割合が 405 名から 424 名に増加（4.6%増）している。組合員は着実に減少し高齢化している。

また、生産量と生産額についても、10 年前と比べるとそれぞれ 1,723.9 t から 2,130.3 t（23.5%増）と生産量は増加しているが、生産金額は 568,940 千円から 467,206 千円（17.8%減）に減少している。

魚価も低迷しており、例えば、生月漁協で水揚げされる主要魚種ブリ類の浜値を例にあげると、10 年前の平成 15 年度では 951 円／k g であったが、平成 25 年度には 282 円／k g に下がっている。

一方で、漁業コストは増加している。一般的に漁業コストの中で大きな割合を占める燃料費については特に著しく増加しており、当漁協取扱のリッターあたりの A 重油価格でみると、46.4 円（平成 15 年度平均）が 97.2 円（平成 25 年度平均）まで上昇（109%増）している。漁具など他のコストについても下がっておらず、現状では漁業コストが上昇、高止まりしているといえる。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

水産業の収益を向上させるため、生産性の向上とコスト削減策に併せて取り組む。

①漁場生産力の向上

- ・藻場保全など水産資源培養機能の維持、強化
- ・種苗放流など添加による水産資源の維持、強化
- ・漁獲努力量の適正管理

②流通体制の改善、水産物の高付加価値化

- ・消費者への直接販売体制の構築、推進
- ・鮮度保持、ブランド創出など水産物の高付加価値化の推進

③漁業コストの削減

- ・省燃油活動の推進

④都市部住民等との交流促進

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁業者が行う水産動植物の採捕については、長崎県漁業調整規則、長崎県関係海区の漁業調整委員会指示、長崎県県北海区漁業調整委員会指示、当漁協共同漁業権行使規則など公的な規制措置が定める採捕制限を遵守し、漁獲努力量の適正管理に努める。

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容 (毎年ごとに数値目標とともに記載)

1年目 (平成26年度)

(取組内容については、取組の進捗状況や得られた成果等を踏まえ必要に応じて見直すこととする。)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を0.2%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採貝藻漁業者が種苗放流を行う (ヒラメを2千尾、アカウニ3千個、アワビ2千個)。 ・イカ釣、一本釣漁業者が人工産卵巣を設置する (イカ産卵魚巢21基)。 ・蛸壺漁業者が公的規制措置以外の漁獲努力量の適正管理を行う(500グラム以下放流)。 ・今年度から採貝藻漁業者がアカウニの全面禁漁を実施する。取組は3年間試験的に実施し、3年後に結果を検証する。 ・定置網及び蛸壺漁業者が計画的な操業休止期間を設け資源の管理を行う。 <p>② 流通体制の改善、水産物の高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置網漁業者が消費者への直接販売を実施し販路拡大を図る、具体的には、これまで県漁連を通じて実施していた関西圏のスーパーへの出荷について、新たに漁業者が、小アジ、サバ、カワハギ類等を直接販売し中間の流通経費を削減し漁業収入の増加をはかる。 ・定置漁業者、釣り漁業者等は、高鮮度流通策として漁協直営販売所に設置済みの真空包装機を利用し販路拡大をはかる。具体的には、贈答用等としてブリ類、イカ類の丸体販売から一次処理済みの(内臓、鱗除去)真空パックにより販売することで販路拡大を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を0.13%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船底掃除 (全漁業者が1回/年を実施)
<p>活用する支援措置等</p>	<p>省燃油活動推進事業、漁業経営セーフティネット構築事業</p>

2年目 (平成27年度)

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を0.4%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p>
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・採貝藻漁業者、刺網漁業者が種苗放流を行う（ヒラメを 2 千尾、アカウニ 3 千個、アワビ 3 千個（前年より 1 千個増加））。 ・イカ釣、一本釣漁業者が人工産卵巣を設置する（イカ産卵魚巢 28 基（前年より 7 基増加））。 ・蛸壺漁業者が公的規制措置以外の漁獲努力量の適正管理を行う（500 グラム以下放流）。 ・採貝藻漁業者がアカウニの全面禁漁を実施する。取組は 3 年間試験的に実施し、3 年後に結果を検証する。 ・定置網及び蛸壺漁業者が計画的な操業休止期間を設け資源の管理を行う。 ・一本釣及び採貝藻漁業者が藻場保全活動を行う（ガンガゼ駆除） <p>② 流通体制の改善、水産物の高付加価値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置網漁業者が消費者への直接販売を実施し販路拡大を図る、具体的には、関西圏のスーパーへ主に小アジ、サバ、カワハギ類を直接販売し中間の流通経費を削減し漁業収入増加をはかる。販売実績等をみつつ、出荷する魚種の絞り込み等を行う。 ・定置漁業者、釣り漁業者等は、高鮮度流通策として漁協直営販売所に設置済みの真空包装機を利用し販路拡大をはかる。具体的には、贈答用等としてブリ類、イカ類の丸体販売から一次処理済みの（内臓、鱗除去）真空パックで販売することにより販路拡大を図る。 ・漁協は、水温調整付活魚槽の導入により活魚販売の数量を増やす。具体的には、盛漁期（夏場）の活魚としての品質保持が困難であるイカ類（アオリイカ、ヤリイカ）について、既設の 10 トン水槽（屋内）に海水温調整機を完備し水温上昇における保管中の斃死を減らし活魚の取扱数量を増やす。 <p>③ 都市部住民との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松浦市のまつうら党公社、生月島体験観光協議会（修学旅行、民泊斡旋）を通して年間約 200 名（漁業体験希望者）を受け入れている。加えて漁協独自で宣伝（ホームページの製作、県漁連のホームページへのリンク）等を行い、漁業者が協力して、釣り船体験、定置漁業体験を行うことにより漁業の副収入として収益増加をはかる。又、定置網漁業体験の受入体制とし、平成 24 に県の補助事業により整備した施設（納屋）を活用し体験後に漁獲物を試食する等の魚食普及活動を行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 0.13%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <p>船底掃除（全漁業者が 1 回／年を実施）</p>

活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築事業、水産多面的機能発揮対策事業
-----------	--------------------------------

3年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を0.7%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採貝藻漁業者、刺網漁業者が種苗放流を行う（ヒラメを2千尾、アカウニ3千個、アワビ3千個）。 ・イカ釣、一本釣漁業者が人工産卵巣を設置する（イカ産卵魚巣28基） ・蛸壺漁業者が公的規制措置以外の漁獲努力量の適正管理を行う（500グラム以下放流）。 ・採貝藻漁業者がアカウニの全面禁漁を実施する。3年目の本年は、これまでの効果を検証し、取組内容の見直しを行う。 ・定置網及び蛸壺漁業者が計画的な操業休止期間を設け資源の管理を行う。 ・一本釣及び採貝藻漁業者が藻場保全活動を行う（ガンガゼ駆除） <p>② 流通体制の改善、水産物の高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置網漁業者が消費者への直接販売を実施し販路拡大を図る、具体的には、関西圏のスーパーへ主に小アジ、サバ、カワハギ類を直接販売し中間の流通経費を削減し漁業収入増加をはかる。販売実績等をみつつ、出荷する魚種の絞り込み等を行う。 ・定置網漁業者、釣り漁業者等は、高鮮度流通策として漁協直営販売所に設置済みの真空包装機を利用し販路拡大をはかる。具体的には、贈答用等としてブリ類、イカ類の丸体販売から一次処理済みの（内臓、鱗除去）真空パックで販売することにより販路拡大を図る。 ・漁協は、水温調整付活魚槽の導入により活魚販売の数量を増やす。具体的には、盛漁期（夏場）の活魚としての品質保持が困難である、イカ類について既設の10トン水槽（屋内）に海水温調整機を完備し水温上昇における保管中の斃死を減らし活魚の取扱数量を増やす。 <p>③ 都市部住民との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松浦市のまつうら党公社、生月島体験観光協議会（修学旅行、民泊斡旋）を通して年間約200名（漁業体験希望者）を受け入れている。加えて漁協独自で宣伝（ホームページの製作、県漁連のホームページへのリンク）等を行い、漁業者が協力して、釣り船体験、定置漁業体験を行うことにより漁業の副収入として収益増加をはかる。又、定置網漁業体験の受入体制とし、平成24に県の補助事業により整備した施設（納屋）を活用し
--------------	--

	体験後の漁獲物の試食会等の魚食普及活動を行う。
漁業コスト削減のための取組	以下の取組を行い基準年より漁業経費を 0.13%削減する。 ① 省燃油活動の実践 船底掃除（全漁業者が 1 回／年を実施）
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築事業

4 年目（平成 29 年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 1.0%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採貝藻漁業者、刺網漁業者が種苗放流を行う（ヒラメを 2 千尾、アカウニ 3 千個、アワビ 3 千個）。 ・イカ釣、一本釣漁業者が人工産卵巣を設置する（イカ産卵魚巢 28 基） ・蛸壺漁業者が公的規制措置以外の漁獲努力量の適正管理を行う（500 グラム以下放流）。 ・採貝藻漁業者がアカウニの保護について、3 年間の試験的な全面禁漁の結果を見つつ、取組内容を見直して、禁漁等の取組を実施する。 ・定置網及び蛸壺漁業者が計画的な操業休止期間を設け資源の管理を行う。 ・一本釣及び採貝藻漁業者が藻場保全活動を行う（ガンガゼ駆除） <p>② 流通体制の改善、水産物の高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置網漁業者が消費者への直接販売を実施し販路拡大を図る、具体的には、関西圏のスーパーへ主に小アジ、サバ、カワハギ類を直接販売し中間の流通経費を削減し漁業収入増加をはかる。販売実績等をみつつ、出荷する魚種の絞り込み等を行い、出荷数量の増加や新規店舗の獲得等に努める。 ・定置網漁業者、釣り漁業者等は、高鮮度流通策として漁協直営販売所に設置済みの真空包装機を利用し販路拡大をはかる。具体的には、贈答用等としてブリ類、イカ類の丸体販売から一次処理済みの（内臓、鱗除去）真空パックで販売することにより販路拡大を図る。 ・漁協は、水温調整付活魚槽の導入により活魚販売の数量を増やす。具体的には、盛漁期（夏場）の活魚としての品質保持が困難である、イカ類について既設の 10 トン水槽（屋内）に海水温調整機を完備し水温上昇における保管中の斃死を減らし活魚の取扱数量を増やす。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、トビウオ、スルメイカの加工品を生産するため水産加工施設を計画する。 トビウオについては、高齢化が進む加工業者と協力し、特に焼アゴの加工、精製の技術伝承と併せ漁協自営事業として起業を計画する、スルメイカについても、傷物に付加価値を付けるため加工することを検討する。 <p>③ 都市部住民との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松浦市のまつうら党公社、生月島体験観光協議会(修学旅行、民泊斡旋)を通して年間約 200 名(漁業体験希望者)を受け入れている。加えて漁協独自で宣伝(ホームページの製作、県漁連のホームページへのリンク)等を行い、漁業者が協力して、釣り船体験、定置漁業体験を行うことにより漁業の副収入として収益増加をはかる。又、定置網漁業体験の受入体制とし、平成 24 に県の補助事業により整備した施設(納屋)を活用し体験後の漁獲物の試食会等の魚食普及活動を行う。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 0.13%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <p>船底掃除(全漁業者が 1 回/年を実施)</p>
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業強化支援事業、</p>

5 年目(平成 30 年度)

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を行い基準年より漁業収入を 1.0%向上させる。</p> <p>① 漁場生産力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採貝藻漁業者、刺網漁業者が種苗放流を行う(ヒラメを 2 千尾、アカウニ 3 千個、アワビ 3 千個)。 ・イカ釣、一本釣漁業者が人工産卵巣を設置する(イカ産卵魚巢 28 基) ・蛸壺漁業者が公的規制措置以外の漁獲努力量の適正管理を行う(500 グラム以下放流)。 ・採貝藻漁業者がアカウニの保護について、3 年間の試験的な全面禁漁の結果を見つつ、取組内容を見直して、禁漁等の取組を実施する。 ・定置網及び蛸壺漁業者が計画的な操業休止期間を設け資源の管理を行う。 ・一本釣及び採貝藻漁業者が藻場保全活動を行う(ガンガゼ駆除) <p>② 流通体制の改善、水産物の高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置網漁業者が消費者への直接販売を実施し販路拡大を図る、具体的には、関西圏のスーパーへ主に小アジ、サバ、カワハギ類を直接販売し中
--------------	--

	<p>間の流通経費を削減し漁業収入増加をはかる。販売実績等を見つつ、出荷する魚種の絞り込み等を行い、出荷数量の増加や新規店舗の獲得等に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置網漁業者、釣り漁業者等は、高鮮度流通策として漁協直営販売所に設置済みの真空包装機を利用し販路拡大をはかる。具体的には、贈答用等としてブリ類、イカ類の丸体販売から一次処理済みの(内臓、鱗除去)真空パックで販売することにより販路拡大を図る。 ・漁協は、水温調整付活魚槽の導入により活魚販売の数量を増やす。具体的には、盛漁期(夏場)の活魚としての品質保持が困難である、イカ類について既設の 10 トン水槽(屋内)に海水温調整機を完備し水温上昇における保管中の斃死を減らし活魚の取扱数量を増やす。 ・漁協は、4年目に計画したトビウオ、スルメイカの加工品を生産するため水産加工施設を整備する。 <p>③ 都市部住民との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松浦市のまつうら党公社、生月島体験観光協議会(修学旅行、民泊斡旋)を通して年間約 200 名(漁業体験希望者)を受け入れている。加えて漁協独自で宣伝(ホームページの製作、県漁連のホームページへのリンク)等を行い、漁業者の協力を得て釣り船体験、定置漁業体験を行うことにより漁業の副収入として収益増加をはかる。又、定置網漁業体験の受入体制とし、平成 24 に県の補助事業により整備した施設(納屋)を活用し体験後の漁獲物の試食会等の魚食普及活動を行う。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行い基準年より漁業経費を 0.13%削減する。</p> <p>① 省燃油活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船底掃除(全漁業者が 1 回/年を実施)
<p>活用する支援措置等</p>	<p>漁業経営セーフティネット構築事業、産地水産業支援強化事業</p>

(4) 関係機関との連携

<p>国の「水産基本計画」、長崎県の「長崎県水産業振興基本計画」、平戸市の「平戸市水産業振興基本計画」の趣旨に合致する取組を推進する。</p> <p>各種取組の推進に関しては、効率的に実施することができるように長崎県や平戸市の水産関係部局から助言、指導を受ける。特に、漁場生産力の向上や水産物の高付加価値化に関する取組については水生生物を対象とする内容であるため、県総合水産試験場や水産業普及センターの技術的見地からの助言を重視する。</p> <p>また、流通体制の改善に関する取組については、単独で実施するより高い効果を上げられるように、平戸市ブランド化推進協議会や平戸市商工物産関係部局と連携した取組(直売イベントな</p>
--

ど)を推進する。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 以上	基準年	平成	年度：漁業所得	千円
	目標年	平成	年度：漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
省燃油活動推進事業	(1) 事業内容 定期の船底清掃を実施し、燃油消費量の低減を図る。 (2) 浜の活力再生プランとの関係性 燃油消費量の低減は、浜の活力再生プランで定める漁業コスト削減の成果にあたり、コスト削減に伴い生じた余剰資金により設備投資の活発化が促されるなど、生産性の向上に寄与する。
水産多面的機能発揮対策事業	(1) 事業内容 藻場の保全活動を実施し、根付資源の培養などの機能を持つ有用海藻の増殖を図る。 (2) 浜の活力再生プランとの関係性 有用海藻の増殖は、浜の活力再生プランで定める漁場生産力の向上の成果にあたり、根付資源の増加による漁業収入の向上に繋がる。
産地水産業支援強化事業	(1) 事業内容 水産加工施設を整備し、トビウオ、イカの加工品を生産する体制を作る。 (2) 浜の活力再生プランとの関係性 再生委員会の構成員である生月漁協が自営事業としてトビウオ、イカの加工品を生産する体制が整備されることで、同漁協の所得向上に繋がる。

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。